

札子支第 35201 号
令和 3 年（2021 年）8 月 27 日

各施設(園)長様

子ども未来局子育て支援部長

保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設における安全管理の徹底について

日頃から札幌市の児童福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受けて、厚生労働省、文部科学省、内閣府より、別添のとおり、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」の周知依頼がありました。

保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設における安全管理について、保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設に関しては、保育所保育指針において、「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと」としています。また、同指針解説においては、「事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故防止のための実践的な研修の実施等が不可欠である」こと、「保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である」ことについてお示ししているところです。

また、幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条により、「学校安全計画」の策定が義務付けられているほか、同法第 29 条により、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられており（注）、文部科学省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）において幼稚園等における留意点を示しているところです（第 3 章 3－9 幼稚園等における留意点）。

（注）幼保連携型認定こども園においては、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条により、学校保健安全法第 27 条及び第 29 条の規定が準用されているほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）及び同解説において、園における安全管理について示しているところです。

本事案については、現在も、福岡県における監査等が続けられているところですが、上記内容も踏まえ、下記のとおり安全管理を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者へ速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 幼保連携型認定こども園においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

【担当】札幌市子ども未来局子育て支援部
子育て支援課指導担当係
TEL : 211-2985